

# 日本伸銅協会活動ガイドライン 及び宣言文

平成22年3月23日

日本伸銅協会

平成22年3月23日

## 日本伸銅協会活動ガイドライン

(本ガイドラインの趣旨)

日本伸銅協会（以下「協会」という）は、伸銅工業全般の進歩発展を図ることを目的として設立された。

その目的遂行のため、協会内に各種委員会を設け、その各種委員会は伸銅工業の各分野における固有の問題について、共同して調査、研究等の活動を行なってきた。

この活動は、我が国のみならず世界的レベルでの伸銅工業の発展のため必要不可欠な活動であり、その意義は、今後ますます高まるものと思われる。

一方、協会は事業者団体としての性格を有しており、そのため協会及び各種委員会等の活動が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という）を遵守するものでなければならず、かつ、独占禁止法と同等の諸外国の法規をも遵守するものでなければならない。

協会及びすべての会員企業は、協会の活動における独占禁止法等の遵守は当然のことと認識しており、したがって、そのことがわが国の伸銅工業界の健全な発展に寄与するものであることを確認するために、ここに、協会の各種委員会等の活動に関するガイドラインを定め、公表する。

### 第一章 総則

#### 第一条 （目的）

本ガイドラインは、独占禁止法及び独占禁止法と同等の諸外国の法規を遵守することにより、協会の各種委員会における調査、研究等の活動が公正かつ健全に実施され、参加企業間の競争を促進し、さらには、協会の目的の達成に資することを確信し、法令遵守を確認するための指針として運用されることを目的として制定される。

#### 第二条 （適用範囲）

本ガイドラインは、協会の各種委員会の活動に適用される。

- 2 前項の協会の各種委員会の活動とは、その形態の如何を問わず、協会からの要請または依頼に基づいて、調査統計委員会をはじめとする各種委員会において行なわれる活動を指す。なお、調査統計委員会は、製造方法の異なる製品分野毎の専門委員会から成る。

また、当該活動には、調査統計委員会の他各種委員会を実施母体として継続的に実施される社会貢献的活動及び社交的活動を含む。

### 第三条 （定義）

本ガイドラインにおける「情報」とは次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 各種委員会の会議において、協会及び会員企業から開示もしくは提示され、または会員企業間で交換されたすべての情報
- ② 各種委員会の会議前において、協会及び会員企業から開示もしくは提示され、または会員企業間で交換されたすべての情報
- ③ 各種委員会において、協会または会員企業から要請され、会議終了後に当該要請を受けた協会または会員企業から開示もしくは提示され、または参加企業間で交換されたすべての情報

## 第二章 委員会の開催運営

### 第四条 （協会職員）

協会職員は、一部の会員企業に偏することのない中立的立場を維持しなければならない。

- 2 協会は、協会職員の中から、本ガイドラインに基づく管理体制の構築とその維持・運營業務を総括するコンプライアンス責任者を選任しなければならない。

### 第五条 （監視）

委員長等の司会を務めるものは、各種委員会においてその会議の前に、「当会合では宣言文に照らし独占禁止法上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を当該各種委員会におけるすべての活動が独占禁止法を遵守するものでなければならないことを表明しなければならない。

- 2 委員長等の司会を務めるものは、独占禁止法上問題となるおそれのある話題が生じた場合には、発言者に発言をやめるよう注意し、発言をやめない場合には議事録に記載の上、閉会し、コンプライアンス責任者や弁護士等に相談する。
- 3 協会職員は、各種委員会において、その会議の前に、本ガイドラインに添付する付属書に示す「宣言文」を提示する等して、当該各種委員会におけるすべての活動が独占禁止法を遵守するものでなければならないことを会員企業に通告しなければならない。また、出席した各種委員会の会議の間、参加

企業間の交流活動が独占禁止法及びその関連法令を遵守していることを絶えず確認し、逸脱回避のため司会を務める者の議事進行を補助する。

#### 第六条（議事録）

協会職員は、出席した各種委員会の会議終了後、次の各号の内容を記載または記録した議事録を作成する。

- ① 当該会議において交換された情報
  - ② 当該会議における討議の内容及び結論
- 2 前項の会議において、提示及び公開された資料等があった場合、協会職員は、コンプライアンス責任者の指示に従い、必要に応じて、前項の議事録に当該資料等を添付することができる。
  - 3 本条第1項の議事録を作成した協会職員は、当該議事録の内容に誤りがなく、独占禁止法等の法令を遵守する内容であることを確認する。委員長等の司会を務めるもの及びコンプライアンス責任者は、その権限により当該議事録を審査し、承認を付与する。その後、当該職員は、当該承認を受けた議事録を、各会員企業に配布する。
  - 4 前項の当該職員は、協会の規程に定める方法により、当該議事録を保管する。
  - 5 各種委員会の会議に協会職員の出席がない場合、当該会議に出席した会員企業の担当者は、当該担当者間の協議により当該会議の議事録の作成者を選任する。当該作成者は、当該議事録を、協会職員に提供する。なお、当該議事録については、本条第2項から第4項までの定めを適用または準用する。

### 第三章 交換される情報の扱い

#### 第七条（情報の交換目的）

情報は、伸銅工業製品の固有の問題について対応するために用いられることを目的として、各種委員会において交換される。

#### 第八条（情報及び情報交換行為の制限）

協会及び会員企業は、各種委員会の会議において、現在または将来の市場に影響を及ぼし、価格等の決定、数量もしくは取引先の制限、設備の新增設等の制限、参入制限等の競争制限に繋がるおそれのある情報を交換してはならず、またはおそれを生じる方法で交換してはならない。なお、本条において制限を受ける情報の具体例として、次の各号を例示する。

- ① 各会員企業の顧客の技術的ニーズ等のユーザー情報

② 現在または将来の市場に影響する生産状況及び操業状況に関する情報

#### 第九条 (統計的情報の取り扱い)

会員企業は、協会の要請に基づき、協会に対し、販売、生産、操業等の状況に関する情報を開示することができる。

2 協会は、前項の会員企業から開示を受けた情報を、第一条記載の協会の目的に従い管理するが、統計情報を会員企業や一般に提供する場合には、個別情報を抽出することが困難となる程度に集合化した上で提供しなければならない。

また、将来の予測値については、とりわけ詳細なものを避け、概括的な内容としなければならない。

3 会員企業は、協会及び他の参加企業に対し、直接または間接を問わず、他の会員企業の販売、生産、操業等の状況に関する情報を開示し、または開示を求めてはならない。

#### 第四章 附則

#### 第十条 (その他)

協会及び会員企業は、本ガイドラインの内容を、必要により変更することができ、その手続きは別に定める。ただし、如何なる変更も独占禁止法等の遵守という第一条に定める目的から逸脱したものであってはならない。

## 宣言文

日本伸銅協会は、伸銅工業全般の進歩発展を図ることを目的として設立された。

その目的遂行のため、協会内に各種委員会を設け、その各種委員会は伸銅工業の各分野における固有の問題について、共同して調査、研究等の活動を行なってきた。

この活動は、我が国のみならず世界的レベルでの伸銅工業の発展のため必要不可欠な活動であり、その意義は、今後ますます高まるものと思われる。

一方、協会は事業者団体としての性格を有しており、そのため協会及び各種委員会等の活動が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という）を遵守するものでなければならず、かつ、独占禁止法と同等の諸外国の法規をも遵守するものでなければならない。

協会及びすべての会員企業は、協会における委員会等の活動がわが国の独占禁止法及び独占禁止法と同等の諸外国の法規に照らして適法であり、かつそれらの遵守を約束する。

上記のとおり、ここに宣言する。

平成23年3月23日

日本伸銅協会及び会員企業一同